

令和2年4月30日

保護者 様

## 就学奨励費関係書類の提出期限の変更について

令和2年5月31日（日）まで臨時休業が延長されたことを受けて、5月8日（金）提出期限としていました就学奨励費関係書類の提出期限を、6月3日（水）に変更します。

なお、今後臨時休業が再度延長された場合は、書類の提出期限を延長します。（目安としては、通常登校開始の翌々日に設定する予定です）その場合は、メール及びホームページへの掲載で再度お知らせしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

ご不明な点があれば、事務室担当までご連絡下さい。

埼玉県立特別支援学校さいたま桜高等学園  
事務室 就学奨励費担当 坂 口  
電話番号 048-858-8815